

# ひろしまけん 交通指導員だより

2013.6  
第18号

発行：広島県環境県民局  
県民活動課  
(交通安全対策室)

## 山下指導員にお聞きしました……(三原市)

山下指導員



梅雨のうつとつしい毎日が続いております。今回は、三原市で長年交通指導員をしておられる山下和夫さんに、子どもたちに対する交通安全の指導方法などを、お聞きしました。

三原市では現在22人の指導員が、子どもたちの登校時に各担当学校付近の交差点、横断歩道で交通指導を実施しております。

毎朝約1時間半くらい、「おはようございます。」「もうすぐ信号が変わるよ。気を付けて渡るうね」などと声を掛け、子どもたちの元気な顔を確認しながら、交通指導に当たっております。

四月から六月頃にかけて、幼稚園から中学校までの交通安全教室を指導員で分担して実施され、正しい横断歩道の渡り方や自転車の乗り方を講話した後、左右の安全確認、手の合図、手信号などの方法を実地指導されました。

校庭に石灰で模擬コースを書き、信号機や標識器などを設置して、「右に」「左に」「一時停止して」と指導しながら、コース内を実際に走行させることで、正しい走行方法を学ばせておられるということでした。

1時間足らずの限られた時間の中で指導していくのは、なかなか大変だけれども、子どもたちが安全に登校してくれることが一番嬉しいとおっしゃっていました。



交通指導風景(沼田西小学校・幼稚園/4月15日)

平成25年広島県交通安全  
年間スローガン

「点減で

止まれる君は

金メダル」

## 高速道路の事故防止ランポイント!

### ○高速道路事故の特徴

【高速性】  
一般道よりも速度が出ているため、  
事故につながりやすい

【広域性】  
長距離・長時間ドライブの機会が  
多くなることに伴い、居眠り運転、  
漫然運転による事故が多い

【閉鎖性】  
「高速道路だから不測の事態はない  
だろう」と油断しやすい

※高速道路でも停車車両・落物物・  
逆走車などが存在します

### ○高速道路走行の注意点

- ① 法定速度を守る
- ② 十分な車間距離をとる
- ③ 割り込みをしない
- ④ わき見運転をしない
- ⑤ 路肩走行をしない
- ⑥ 休憩をこまめにとる
- ⑦ 早めに給油する



### ○高速道路で事故・故障した場合の対処

- ① ハザードランプを付ける
- ② 車を路肩・非常駐車帯に移動し、停止する
- ③ 発炎筒、停止表示器材を車の後方に置く  
(ガードレールの外など、安全な場所に避難する  
(追突されるおそれがあるため、車内で待機しない))
- ④ 付近の非常電話か携帯電話で、一一〇番又は道路緊急ダイヤル(九九一〇)に通報する  
・ 発生場所(キロポスト、非常電話番号など)  
・ 状況(関係車両の台数、火災の有無など)  
・ 負傷者(負傷者の有無、負傷程度など)

本県における高速道路の事故

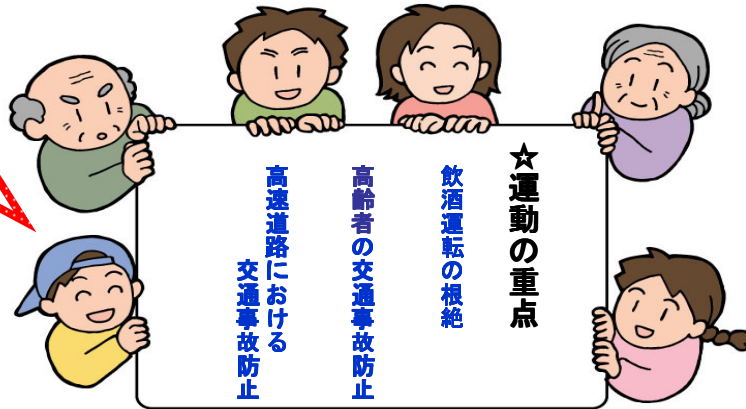
年・区分	発生件数	死者数	負傷者数
平成22年	223件	5人	392人
平成23年	196件	7人	325人
平成24年	184件	9人	354人



# 「広島県夏の交通安全運動」

実施期間

七月十一日(木)～二十日(土)



★運動の重点

飲酒運転の根絶

高齢者の交通事故防止

高速道路における  
交通事故防止

高齢者に、気配り・思いやり運転を!!



高速道路走行の注意点を守って安全運転!!



飲酒運転はぜったい  
ダメ!



## 夏の交通安全開始式

7月11日(木)午前9時30分から県庁正面特設会場で開始式及び交通安全パレードを行い、午後0時30分から、山陽自動車道小谷サービスエリア(上り線)で高速道路交通事故防止キャンペーンを実施します。



広島県 広島県警察 広島県教育委員会  
一般財団法人広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター

「点減で止まれる君は金メダル」  
運動のスローガンは

## 〇知っていますか!? 自転車の違反と罰則

今や日常生活になくはならない自転車。でも、自転車もれっきとした車両の仲間！通行方法は、道路交通法で規定されています。危険な乗り方はしないように注意しましょう。

■無灯火【法第52条第1項】  
・5万円以下の罰金

■酒気帯び運転【法第65条第1項】  
・酒に酔った状態で運転した場合は、5年以下の懲役または100万円以下の罰金

■交差点の一時停止違反【法第43条】  
・3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

■信号無視【法第7条】  
・3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

■並進(「並進可」の標識があるところ以外)【第19条】  
・2万円以下の罰金または料料

■2人乗り【法57条第2項】  
・2万円以下の罰金  
または料料

■傘差し運転等【法第71条第6号】  
・5万円以下の罰金

※法とは、道路交通法のことです。



お知らせ 飲食店を対象に「飲酒運転根絶宣言店」を募集中です。詳しくは県民活動課まで(☎082-51312723)